

## ゴルフ場使用農薬に係る水質測定指針

平成2年10月1日 制定

平成29年3月30日 一部改正

令和2年4月23日 一部改正

### 1 趣旨

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第14条第1項の規定により、ゴルフ場事業者自らが、排水に含まれる農薬の残留実態を調査・把握し水質汚濁を防止するために、水質測定の実施方法について必要な事項を示すものである。

### 2 採水地点

原則として、排出口とし、集排水系統及び下流の利水状況等を考慮して必要な地点を選定する。

その際、ゴルフ場の構造等によって排出口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、それらの中から、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点を選定する。

### 3 測定回数

原則として、年2回以上行う。

なお、ゴルフ場に近接した取水施設を有する水道がある場合等は、必要に応じ測定頻度を増加させる。

### 4 採水時期

農薬の使用時期及び降雨状況等を勘案して、排水中の農薬の濃度が高い状態になると見込まれる時に行う。

### 5 測定項目

前回の水質測定以後使用した農薬で、(1)指針値が設定されている農薬成分すべて及び(2)指針値が設定されていない農薬成分は使用量の多いもの3項目以上について、行う。

## 6 分析方法

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）で示された方法及びこれに準じる方法による。

## 7 分析機関

環境計量証明事業者又は公の測定機関とする

## 8 その他必要な水質測定

上記によるほか、次の場合に水質測定を実施する。

- (1) 水質の異常時又は農薬の流出その他の事故等により水環境に被害を及ぼす恐れがあるとき
- (2) 排水口等において排出水中の農薬の濃度が指針値を超えたとき
- (3) ゴルフ場に近接した取水施設を有する水道若しくは飲用井戸の原水若しくは給水栓水中の農薬の濃度が目標値を超えたとき
- (4) 要綱の目的達成のために、知事から水質測定を求められたとき
- (5) その他必要なとき